

議案第 7 2 号

市川市東山魁夷記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて

市川市東山魁夷記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

平成 2 3 年 2 月 1 4 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市東山魁夷記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

市川市東山魁夷記念館の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 5
号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「又はコインロッカーを使用する者」を削り、同条第 3 項を
削る。

第 6 条第 1 号中「翌日」を「日後においてその日に最も近い当該休日以外の
日」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

東山魁夷記念館のコインロッカーの利用を促進することにより観覧する者の利便性の向上と展示品の保護を図るためコインロッカー使用料を徴収しないこととするとともに、自動車駐車場使用料の徴収方法を変更するほか、開館日の運用の実態を踏まえ休館日に関する規定を見直す必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。